世界標準債券ファンド
（愛称：ニューサミット）

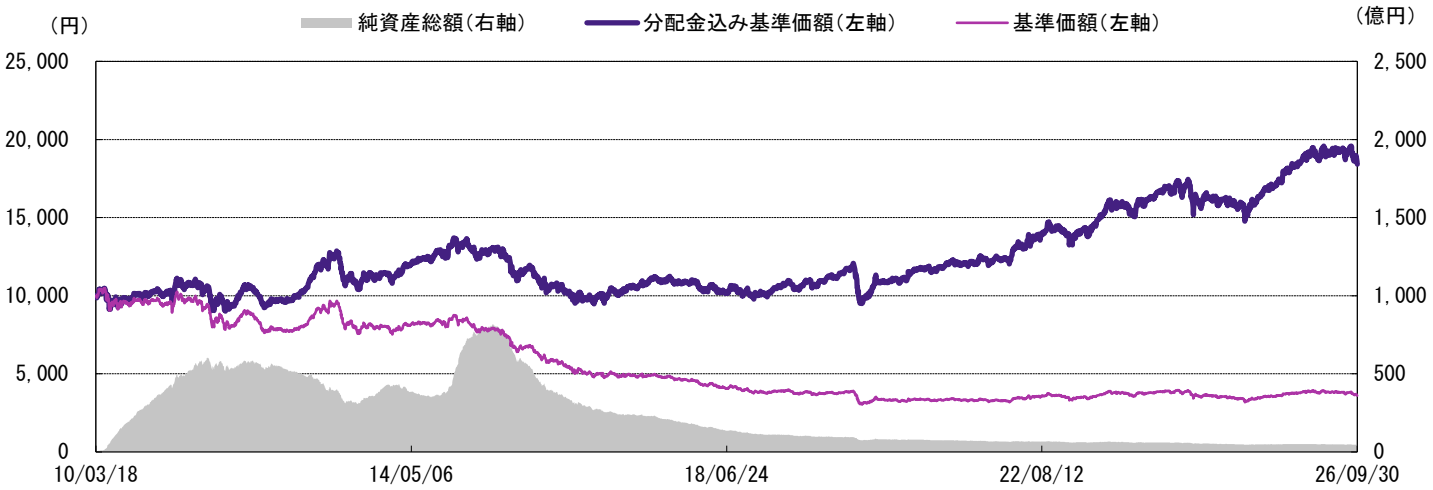
ファンドの概要
設　定　日　2010年3月18日
償　還　日　2030年1月17日
決　算　日　原則毎月17日
収益分配　決算日毎

ファンドの特色
1．国際経済・政治の動向に大きな影響を与えるとみられる国や地域※の通貨を投資対象とします。
※G20の構成国・地域とします。投資対象通貨は将来変更となる可能性があります。
2．投資対象通貨の中から3通貨※程度を選定し、当該通貨建てのソブリン債に投資します。
※市況動向および資金動向などにより、組入通貨数が変動する可能性があります。
3．原則として、毎月、安定した分配を行なうことをめざします。

運　用　実　績

※このレポートでは基準価額および分配金を１万口当たりで表示しています。
※当レポート中の各数値は四捨五入して表示している場合がありますので、それを用いて計算すると誤差が生じることがあります。
※当レポートのグラフ、数値等は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

＜基準価額の推移＞



※分配金込み基準価額は、当ファンドに分配金実績があった場合に、当該分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものである点にご留意下さい。
※基準価額は、信託報酬（後述の「手数料等の概要」参照）控除後の値です。
信託報酬の詳細につきましては、後述の「手数料等の概要」をご覧ください。

基準価額　：　3,592円
純資産総額：　44.28億円

＜基準価額の騰落率＞

1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	設定来
-5.85%	-4.50%	-1.17%	6.00%	18.26%	84.26%

※基準価額の騰落率は、当ファンドに分配金実績があった場合に、当該分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものである点にご留意下さい。

＜分配金実績（税引前）＞

設定来合計	直近12期計	25･10･17	25･11･17	25･12･17	26･1･19	26･2･17
9,080円	240円	20円	20円	20円	20円	20円
26･3･17	26･4･17	26･5･18	26･6･17	26･7･17	26･8･17	26･9･17
20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円

※分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。

＜基準価額騰落の要因分解＞

前月末基準価額		3,836円
当月お支払いした分配金		-20円
要因	メキシコペソ	-88円
	インドネシアルピア	-32円
	オーストラリアドル	-57円
	債券・その他	-47円
当月末基準価額		3,592円

※要因分解は概算値であり、実際の基準価額の変動を正確に説明するものではありません。傾向を知るための参考値としてご覧ください。

投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様に当ファンドへのご理解を高めていただくことを目的として、アモーヴァ・アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。

＜資産構成比率＞

ワールド・コア・ソブリン・ボンド・ファンド クラスＡ	98.5%
マネー・アカウント・マザーファンド	0.1%
その他	1.4%

ワールド・コア・ソブリン・ボンド・ファンド クラスＡのポートフォリオの内容

※アモーヴァ・アセットマネジメント・ＵＫリミテッドより提供された情報です。当外国投資信託の数値です。
※比率は当外国投資信託の純資産総額比です。

＜通貨別構成比＞

オーストラリアドル	35.6%
メキシコペソ	33.4%
インドネシアルピア	30.1%
日本円	0.9%
アメリカドル	0.1%
ユーロ	0.0%
南アフリカランド	0.0%
イギリスポンド	0.0%

※決済用にアメリカドルやユーロなどの主要通貨を保有する場合があります。
※比率は小数点以下第２位を四捨五入しています。比率はその他があるため100%とならない場合があります。

＜格付別構成比＞

短期金融商品	A-1	0.0%
	A-2	0.0%
	A-3以下	0.0%
	平均格付	—
債券	AAA	21.6%
	AA	15.5%
	A	0.0%
	BBB以下	61.8%
	平均格付	A

※格付はMoody's、S&Pのうち、高い格付を採用しています。
※平均格付とは、データ基準日時点で当外国投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加重平均したものであり、当外国投資信託に係る信用格付ではありません。

＜公社債種別構成比＞

国債 政府機関債 政府保証債	92.6%
国際機関債	6.4%

＜ポートフォリオの特性値＞

最終利回り	7.32%
平均残存年数	10.38年

※最終利回りは、個別債券および短期金融資産について加重平均したものです。
※最終利回りは、債券および短期金融資産を満期まで保有した場合の利回りです。将来得られる期待利回りを示すものではありません。

投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。
■当資料は、投資者の皆様に当ファンドへのご理解を高めていただくことを目的として、アモーヴァ・アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。

運　用　コ　メ　ン　ト

※運用方針等は作成基準日現在のものであり、将来の市場環境の変動等により変更される場合があります。

◎市場環境

【メキシコ】

メキシコペソは、対円で下落しました。メキシコの中央銀行は政策金利の据え置きを決定しました。８月の総合消費者物価指数（ＣＰＩ）の上昇率は市場予想を下回り、インフレ環境は比較的落ち着いているものの、メキシコの中央銀行はインフレリスクが上振れ方向に偏っているとの見方を維持しています。しかし、米国の金利上昇を受けてメキシコペソの相対的な優位性が低下するなど、外部要因による下押し圧力は強まっているとみられます。

【インドネシア】

インドネシアルピアは、対円で下落しました。インドネシアの中央銀行は、政策金利の据え置きを決定しました。政策運営は引き続き難しい舵取りを迫られています。政策金利の引き上げはルピアの下支えにつながる可能性がある一方、既に低迷が懸念されている国内景気の重しになる恐れがあります。

【オーストラリア】

オーストラリアドルは円に対して下落しました。オーストラリア準備銀行（ＲＢＡ）が政策金利を引き上げたことなどが円に対するオーストラリアドルの上昇要因となったものの、日銀が政策金利を引き上げ、利上げを継続する方針を示したことや、日米当局者による円安牽制発言を受けて円買いの為替介入が警戒されたこと、米国とイランの協議進展への期待を背景に原油価格が一時下落し日本の貿易収支悪化への懸念が和らいだことなどから、オーストラリアドルは円に対して下落しました。

◎運用概況

当ファンドは、先進国市場や新興国市場の高金利通貨建て国際機関債や国債に投資しています。当ファンドの基準価額（分配金考慮後）は、前月末比で下落しました。全ての投資対象通貨が当ファンドの基準通貨である日本円に対して下落しました。一方、保有債券からの受取利息が当ファンドのリターンに寄与しました。

◎今後の見通し

新興国市場では、現地通貨建て新興国債券や新興国通貨を取り巻く環境は、米国連邦準備制度理事会（ＦＲＢ）による利上げの再開、米国債利回りの上昇、原油価格の高騰を受けて世界的に金融環境が引き締まるなかで、悪化しました。夏場を通じて堅調に推移してきた新興国通貨は、米ドルの上昇や、先進国市場の債券利回りの上昇により新興国市場のキャリーの魅力が相対的に低下するなかで、下落圧力にさらされました。こうした変化は９月の米国連邦公開市場委員会（ＦＯＭＣ）後に特に顕著となり、外部の金利環境が悪化するなかで、キャリー収益だけではその影響を相殺することが次第に困難になりました。また、市場ごとのばらつきがより顕著となり、特にメキシコでは、米国債利回りの上昇によってメキシコペソのキャリー面での優位性が相対的に低下し、ポジションの巻き戻しの動きが進むなかで、メキシコペソは下落しました。一方、現地通貨建て新興国債券は、依然として魅力的な実質利回りと根強い機関投資家の需要に下支えされました。新興国市場を取り巻く投資環境は、外部環境が比較的良好であった前月と比べて悪化し、新興国通貨と新興国債券の双方にとってより厳しいものとなりました。

オーストラリアでは、インフレの高止まりや底堅い需要を受けてディスインフレシナリオが揺らぐなか、政策運営はよりタカ派（景気に対して強気）的な方向へと転じています。経済成長やサービス業の経済活動は引き続き堅調に推移していますが、製造業の経済活動や企業景況感は弱含んでおり、労働市場についても、雇用者数などの主要指標は依然として堅調ながら、その内実を示す指標は緩やかな減速を示しています。８月の総合消費者物価指数（ＣＰＩ）の上昇率は前年同月比4.0%に加速し、ＣＰＩトリム平均値の上昇率は同3.6%と高止まりしており、基調的な物価上昇圧力が明確に再加速しているとまでは言えないものの、ディスインフレの進展が停滞していることが裏付けられています。こうした状況を踏まえて、オーストラリア準備銀行（ＲＢＡ）は９月に政策金利を0.25%引き上げて4.60%にすることを決定しました。予想を上回る根強いインフレ、エネルギー価格の高騰、根強い供給能力への圧力などを利上げの理由として挙げています。第３四半期のＣＰＩトリム平均値の上昇率などで基調的な物価上昇圧力の再燃が確認されれば、追加利上げの可能性が高まるものの、ＲＢＡは労働指標の軟化や企業景況感の悪化などを踏まえた上で、慎重に政策調整を進めるとみています。

投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様に当ファンドへのご理解を高めていただくことを目的として、アモーヴァ・アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。

■お申込みメモ

商品分類	追加型投信／内外／債券
購入単位	販売会社が定める単位 ※販売会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
信託期間	2030年1月17日まで（2010年3月18日設定）
決算日	毎月17日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。 ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
購入・換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、購入・換金の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ・英国証券取引所の休業日　・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ロンドンの銀行休業日　　・ニューヨークの銀行休業日
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
課税関係	原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の差益は課税の対象となります。 ※課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。 ※当ファンドは、NISAの対象ではありません。 ※配当控除の適用はありません。 ※益金不算入制度は適用されません。

■手数料等の概要

投資者の皆様には、以下の費用をご負担いただきます。

＜申込時、換金時にご負担いただく費用＞

購入時手数料	購入時の基準価額に対し3.3%（税抜3%）以内 ※購入時手数料は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※収益分配金の再投資により取得する口数については、購入時手数料はかかりません。 ≪ご参考≫ （金額指定で購入する場合） 購入金額に購入時手数料を加えた合計額が指定金額（お支払いいただく金額）となるよう購入口数を計算します。 例えば、100万円の金額指定で購入する場合、指定金額の100万円の中から購入時手数料（税込）をいただきますので、100万円全額が当ファンドの購入金額とはなりません。 ※上記の計算方法と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 （口数指定で購入する場合） 例えば、基準価額10,000円のときに、購入時手数料率3.3%（税込）で、100万口ご購入いただく場合は、次のように計算します。 購入金額＝（10,000円／1万口）×100万口＝100万円、購入時手数料＝購入金額（100万円）×3.3%（税込）＝33,000円となり、購入金額に購入時手数料を加えた合計額103万3,000円をお支払いいただくことになります。
換金手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

＜信託財産で間接的にご負担いただく（ファンドから支払われる）費用＞

運用管理費用（信託報酬）	純資産総額に対し年率1.454%（税抜1.35%）程度が実質的な信託報酬となります。 信託報酬率の内訳は、当ファンドの信託報酬率が年率1.144%（税抜1.04%）、投資対象とする投資信託証券の組入れに係る信託報酬率が年率0.31%程度となります。 受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は、投資対象とする投資信託証券の組入比率などにより変動します。
その他の費用・手数料	目論見書などの作成・交付に係る費用および監査費用などについては、ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額が信託財産から支払われます。 組入有価証券の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、借入金の利息および立替金の利息などがその都度、信託財産から支払われます。 ※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。

※投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。
※詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

■委託会社、その他関係法人

委託会社	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
販売会社	販売会社については下記にお問い合わせください。 アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社 〔ホームページ〕www.amova-am.com 〔コールセンター〕0120-25-1404（午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除く。）

■お申込みに際しての留意事項

○リスク情報

・投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
・当ファンドは、主に債券を実質的な投資対象としますので、債券の価格の下落や、債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク
・公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

流動性リスク
・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
・新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

信用リスク
・公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。

為替変動リスク
・外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
・新興国通貨建ての債券は、新興国の通貨の為替変動に影響を受けます。一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

カントリー・リスク
・投資対象国における非常事態など（金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
・一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

〇その他の留意事項
・当資料は、投資者の皆様に「世界標準債券ファンド／愛称：ニューサミット」へのご理解を高めていただくことを目的として、アモーヴァ・アセットマネジメントが作成した販売用資料です。
・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
・投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
・投資信託の運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。当ファンドをお申込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）などを販売会社よりお渡ししますので、内容を必ずご確認のうえ、お客様ご自身でご判断ください。

設定・運用は　アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第368号
加入協会：一般社団法人資産運用業協会

投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは

金融商品取引業者等の名称		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人資産運用業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第67号	○	○		
株式会社イオン銀行 （委託金融商品取引業者　マネックス証券株式会社）	登録金融機関	関東財務局長（登金）第633号	○			
株式会社ＳＢＩ証券 ※右の他に、以下にも加入 一般社団法人日本ＳＴＯ協会 一般社団法人日本暗号資産等取引業協会 日本商品先物取引協会	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第44号	○	○	○	○
株式会社ＳＢＩ新生銀行 （委託金融商品取引業者　株式会社ＳＢＩ証券） （委託金融商品取引業者　マネックス証券株式会社）	登録金融機関	関東財務局長（登金）第10号	○		○	
株式会社きらぼし銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第53号	○		○	
株式会社千葉銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第39号	○		○	
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第164号	○		○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第165号	○	○	○	○
三井住友信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長（登金）第649号	○	○	○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○

※上記販売会社情報は、作成時点の情報に基づいて作成しております。
※販売会社によっては取扱いを中止している場合がございます。

収益分配金に関する留意事項

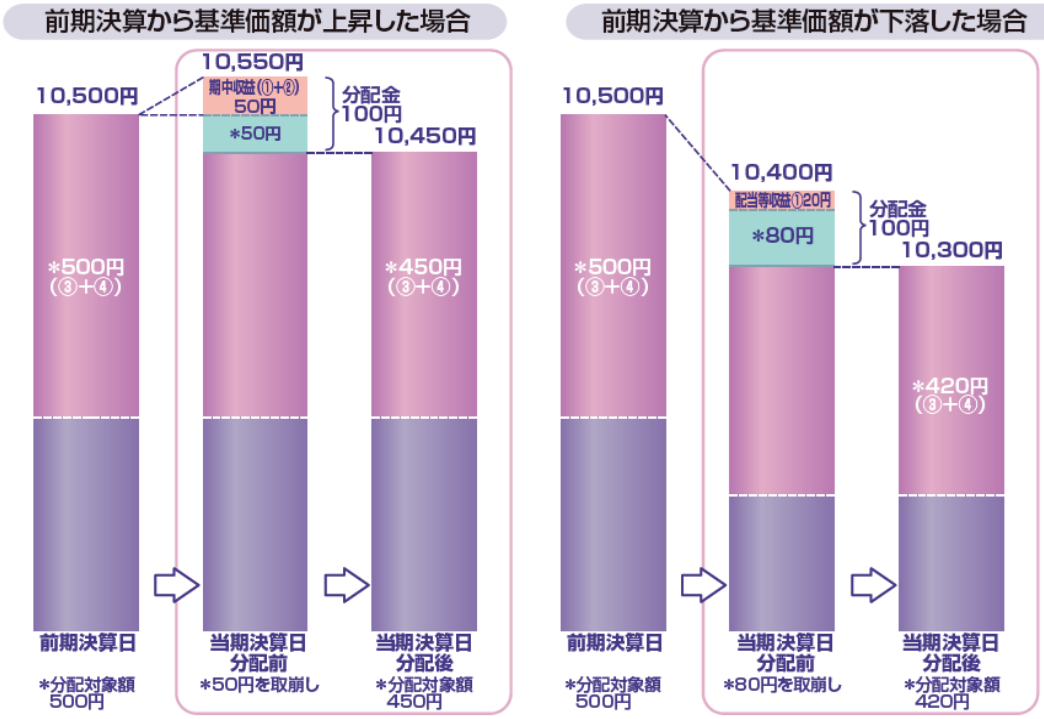
●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



●分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

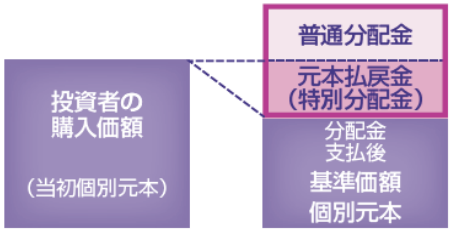
計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



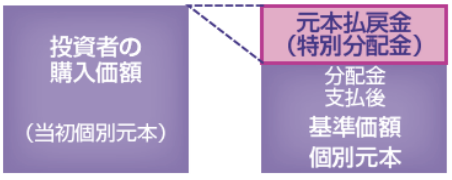
(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。
また、元本払戻金（特別分配金）部分は**非課税扱い**となります。

・普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
・元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。